

有明工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級に関する規程

平成4年4月1日
全部改正

有明工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級に関する規程(昭和54年4月1日制定)の全部を改正する。

第1章 総則

第1条 有明工業高等専門学校学生の学業成績評価並びに進級に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 学業成績の評価

第2条 学業成績は、定期試験、平常成績並びに出席状況等を総合的に考慮して評価する。

(1) 定期試験は、期末試験及び学年末試験とする。ただし、中間試験を定期試験に準じて行うことができる。

(2) 平常成績は、平素の授業中に行う試験・ノート検閲・レポート・宿題・課題・研究物・技能・発表状況等いつさいの平常の教育活動によるものとする。

第3条 平常の成績をもつて評価し得る教科科目並びに実験、実習等については、定期試験の一部又は全部を行わないことができる。

第4条 各教科科目の成績は、100点法をもつて評価する。ただし、卒業研究及び学外実習等については、合格、不合格で評価する。

第5条 各教科科目の学年成績は、各学期の成績を総合して評価する。

第6条 定期試験において、不正行為を行った者については、その試験期間中の全教科科目の成績は0点とする。また、故意に答案を出さなかった場合は、その試験科目の成績は0点とする。

第7条 定期試験を受けなかった者については、その試験の成績は0点とする。ただし、疾病、忌引等やむを得ない事情により試験を受けられなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

第8条 成績の評語及び評点は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 全学年

成績	100-90	89-80	79-70	69-60	59-30	29-0
評語	秀	優	良	可	不可	
評点	5		4	3	2	1

第3章 単位修得の認定

第9条 単位修得の認定は、次の基準による。

- (1) 各教科科目の欠課時数が基準授業時数の5分の1を超えないこと。すなわち、履修単位については、1単位につき6時間を超えないこと。なお、各教科科目における遅刻及び早退は、その教科科目の欠課0.5時間に換算する。また、学則第13条の2第2項に規定する単位（以下「学修単位」という。）の科目については、次のとおりとする。
 - 一 15時間の授業をもって1単位とする講義科目については、1単位につき3時間を超えないこと。
 - 二 30時間の授業をもって1単位とする講義及び演習科目については、1単位につき6時間を超えないこと。
 - 三 45時間の授業をもって1単位とする実験及び実習科目については、1単位につき9時間を超えないこと。
- (2) 各教科科目の学年成績の評価が、60点以上であること。
- (3) 卒業研究、授業外科目にあつては合格であること。ただし、卒業研究における可否の判定は総合評価（5段階評価で平均3以上を合格）により行う。

第10条 欠課時数が1単位について前条の各基準を超える科目は、未履修とする。ただし、欠課時数が基準授業時数の3分の1を超えない科目について、校長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、履修及び単位修得を認めることがある。

2 学年成績が30点未満の科目は未履修とし、評価の対象としない。

第11条 第9条第2号の規定にかかわらず、学年成績の評価が30点以上60点未満の必修科目、選択科目について一定の条件を満たす場合は、第5学年は学年末に、その他の学年は仮進級の後に追認試験を行い単位修得を認めることがある。

2 追認試験は、第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年の科目については次学年までに受けなければならない。

3 第5学年の科目の追認試験を受けることができる者は、卒業判定会議で累積修得単位数が161単位以上と認められた者とする。

第12条 単位修得の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議の審議を経て、校長がこれを行う。

第13条 退学する者の単位認定も第9条に準じる。ただし、第1学年から第3学年の単位認定における各教科科目の学年成績の評価は30点以上とする。

2 年度の途中で退学する場合、前学期成績が確定していれば、前学期科目の単位修得を認める。

第4章 課程修了の設定及び進級

第14条 課程修了の認定は、次の基準による。

- (1) 出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。なお、欠課8時間をもって欠席1日に換算する。ただし、校長が特に認めた者はこの限りでない。
- (2) 特別活動が合格であること。
- (3) 当該学年までのすべての必修科目を修得していること。
- (4) 各学年に定める課程修了に必要な累積修得単位数以上の単位を修得していること。
- (5) 各学年における課程修了に必要な累積修得単位数は、次表のとおりとする。第1学年

から第4学年までは、学則第13条により認められた単位のみを含めるが、第5学年においては学則第13条の3、学則第13条の4、学則第13条の5、学則第26条の2により認められた単位も含める。

学 年	1	2	3	4	5
課程修了に必要な累積修得単位数	34	67	102	136	167

第15条 課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議の審議を経て、校長がこれを行う。

第16条 課程修了の認定をされた者は、校長が進級を決定し、課程修了の認定をされなかった者は原学年に留める。ただし、次を満たす場合は、仮進級を認めることがある。

- (1) 出席日数が年間出席すべき日数の5分の4以上であること。なお、欠課8時間をもって欠席1日に換算する。ただし、校長が特に認めた者はこの限りでない。
- (2) 特別活動が合格であること。
- (3) 当該学年の必修科目に未履修がないこと。
- (4) 前学年までのすべての必修科目を修得していること。
- (5) 各学年に定める仮進級に必要な累積修得単位数以上の単位を修得していること。
- (6) 各学年における仮進級に必要な累積修得単位数は、次表のとおりとする。第1学年から第4学年までは、学則第13条により認められた単位のみを含めるが、第5学年においては学則第13条の3、学則第13条の4、学則第13条の5、学則第26条の2により認められた単位も含める。

学 年	1	2	3	4	5
仮進級に必要な累積修得単位数	28	61	96	130	161

第17条 前条により、第1学年から第3学年において原学年に留められた者については、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。

2 第4学年及び第5学年において原学年に留められた者の単位認定及び科目履修の取扱は別に定める。

第18条 休学期間を除き在学年数は、10年を超えることはできない。

第19条 第1学年から第3学年において退学する者の修了認定は、次の基準による。

- (1) 欠席日数が年間の出席すべき日数の1/3以内であること。ただし、各教科科目の欠課時数が、基準授業時数の1/5を超えた場合には、その科目は未履修となり、30点以上の科目として単位認定できない。
- (2) 特別活動が合格であること。

- (3) 30 点以上の科目の累計単位が、第1学年において30 単位以上、第2学年において60 単位以上、第3学年において90 単位以上であること。

第5章 卒業

第20条 学則第13条, 第13条の3, 第13条の4, 第13条の5, 第26条の2により認められた単位を含め, 167 単位(そのうち, 一般科目については75 単位以上, 専門科目については82 単位以上とする。)以上の単位を修得し, かつ, 特別活動の成果がその目標からみて, 満足できるものと卒業判定会議で判定された学生には, 校長が本校の全課程を修了した者と認め, 卒業を認定する。

附 則

- 1 この規程は, 平成4年4月1日から施行し, 平成4年度以後の入学者から適用する。
- 2 平成3年度以前の入学者は, なお従前の例による。
- 3 学則第18条, 第23条, 第25条第2項, 第44条の規定により入学又は復学を許可された者は, その者の属する学年に適用される規定を適用する。
- 4 原学年に留められたことにより, 平成4年度以降の入学者と同一学年に属することとなった者は, 改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものとみなし, 以後, 改正後の規定を適用する。

附 則

この規程は, 平成5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は, 平成12年4月1日から施行し, 平成12年度以後の入学者から適用する。
- 2 平成11年度以前の入学者は, なお従前の例による。
- 3 学則第18条, 23条, 第25条2項及び第44条の規程により入学又は復学を許可された者は, その者の属する学年に適用される規定を適用する。
- 4 原学年に留められたことにより, 平成12年度以後の入学者と同一学年に属することとなった者は, 改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものとみなし, 以後, 改正後の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は, 平成15年4月1日から施行し, 平成15年度以後の入学者から適用する。
- 2 平成14年度以前の入学者は, なお従前の例による。
- 3 学則第18条, 23条, 第25条第2項及び第44条の規定により入学又は復学を許可された者は, その者の属する学年に適用される規定を適用する。
- 4 原学年に留められたことにより平成15年度以後の入学者と同一学年に属することとなった者は, 改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものと見なし, 以後, 改正後の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 2 月 19 日から施行し、改正後の第 8 条の規定は平成 15 年度以後の入学者から、改正後の第 4 条の規定及び第 10 条に係る改正規定は平成 12 年度入学者から適用する。
- 2 平成 12 年度、平成 13 年度及び平成 14 年度の入学者に係る成績の標語及び評点は、改正後の第 8 条に係わらず平成 17 年 3 月 31 日までは次のとおりとする。

成 績	100-80	79-60	59-50	49-30
評 語	優	良	可	不可
評 点	5	4	3	2

- 3 平成 11 年度以前の入学者は、なお従前の例による。
- 4 学則第 18 条、第 23 条、第 25 条第 2 項及び第 55 条の規定により入学又は復学を許可された者は、その者の属する学年に適用される規定を適用する。
- 5 原学年に留められたことにより平成 12 年度以後の入学者と同一学年に属することとなった者は、改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものと見なし、以後、改正後の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 11 月 18 日から施行し、平成 16 年 11 月 18 日から適用する。
- 2 学則第 18 条、第 23 条、第 25 条第 2 項及び第 55 条の規定により入学又は復学を許可された者は、その者の属する学年に適用される規定を適用する。
- 3 原学年に留められたことにより平成 13 年度以後の入学者と同一学年に属することとなった者は、改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものと見なし、以後、改正後の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。ただし、改正後の第 9 条第 1 項ただし書きの規定は、平成 17 年度以前の入学生で平成 18 年度以降に第 4 学年になった者に対しても適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度以後の入学者から適用する。
- 2 原学年に留められたことにより平成 28 年度以後の入学者と同一学年に属することとなった者は、改正前の規定により認定された修得単位を改正後の規定により認定されたものと見なし、以後、改正後の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。